



男女共同参画の視点

イクボスってなに？

市では、市職員のワーク・ライフ・バランスと女性活躍の更なる推進を図るため、平成30年3月に市長が「イクボス宣言」を行いました。

「イクボス」とは、部下や同僚などの育児や介護、ワーク・ライフ・バランスなどに配慮・理解のある上司のことをいいます。

イクボスという言葉は、平成24年に事業主や管理職などを対象に開催された、男性の育児参加・育児休業取得を支援する講座がきっかけで誕生したといわれています。

イクメン（育児をする男性）を支えるイクボスは、若い人のためだけではありません。組織の中核を担う中高年世代は、自らのワーク・ライフ・バランスを重視し、人生を楽しむ傍ら、親が高齢のため介護をしなければならない人が増えています。仕事と介護の両立という問題が深刻化している同世代をも支援することが必要です。

古い価値観は時として必要となります。しかし、これからは、

自分たちが苦勞してきたことを、いかに次の世代へ持ち越さないようにするのかという新しい価値観も重要です。

世代を超えて、お互いを思いやりながら行動することも大切だと思いませんか。

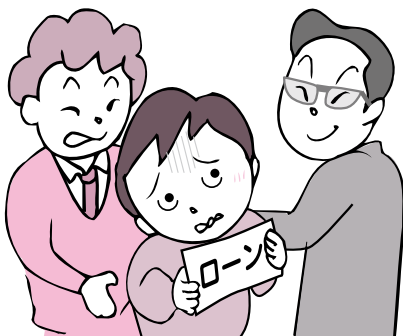
※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

海外マルチ事業者とのトラブルに注意

Q 大学の友人から、簡単にもうかるというネットワークビジネスの誘いを受けて、一緒にセミナーへ行きました。会場にいた業者に「海外サイトの代理店になり、そのサイトを利用して誰かが買い物をするとうまく入る。また、ほかの人にこのビジネスを紹介すると紹介料が入ってくる」と熱心に勧められました。会員登録に20万円かかるので無理だと思いましたが、紹介すればすぐに取り戻せると言われたので、クレジットカードの分割払いで契約しました。その後不安になり、解約しようとしたが応じてくれません。どうしたらよいでしょうか。



A 大学生などの若者は、トラブルに巻き込まれやすい傾向にあります。今回の事例はマルチ取引と考えられ、違法とされている特定商取引法の連鎖販売取引に該当する可能性があります。海外の業者でも日本で契約した場合には、クーリングオフができることもありますので、契約内容を確認してみましょう。

しかし、海外業者の中には、事業者の所在する外国の法律に準拠するなど主張し、解約に全く応じない場合もあります。また、契約内容を説明されても複雑で理解できなかったり、契約書面を受け取っていないかたりするケースも見られるので十分な注意が必要です。

契約する前には、次の点をよく確認しましょう。

- 自分が勧誘する側になると、信用を失い人間関係が壊れてしまう恐れがあることを自覚する
- 知り合いから勧誘されても、不必要な契約はきっぱり断る
- 簡単にもうかるなどの説明をうのみにせず、書面などで契約内容をきちんと確認する
- 問い合わせ窓口が海外にしかなく、日本語が通じない場合、トラブルの際に交渉が難航する恐れがあるので、日本国内に問い合わせ窓口があるか確認しておく

不安に思ったり、困ったりしたときには消費生活センターに相談しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険税

保険証・納税通知書を発送します

国民健康保険証の一斉更新

保険証を8月1日(水)に一斉更新します。新しい保険証は7月中に簡易書留で発送します。配達時に不在の場合は、「郵便物等ご不在連絡票」が投函され、保険証は郵便局に一時保管されます。一時保管期間が過ぎた後は保険年金課で保管しますので、官公署が発行している顔写真付きの本人確認ができる物を持って受け取りに来てください。

なお、保険証の有効期限は最長で平成31年7月31日ですが、同じ世帯でも有効期限が異なる場合がありますので注意してください。

納税通知書・税額決定通知書を発送

納付書や口座振替で納付している世帯主には、納税通知書を7月13日(金)に発送します。年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主には、税額決定通知書を7月20日(金)に発送します。

国民健康保険税の減額

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額と平等割額の減額制度があります。平成30年度から、5割減額・2割減額世帯の対象範囲が拡大されました。

- 7割減額…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得の合計)が、33万円以下の世帯
- 5割減額…前年中の合計所得が、27万5,000円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯
- 2割減額…前年中の合計所得が、50万円×加入世帯員数+33万円で算出した額以下の世帯

また、災害などの特別な事情により生活が著しく困難なときは、分割納付や減免を受けられる場合があります。

なお、世帯主と加入世帯員(所得申告を要する人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、減額制度の適用を受けることができませんので、速やかに申告してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)、納付については納税課(☎20-1519)へ。



国民年金保険料の免除制度

納付が困難な場合は申請を

平成30年度の国民年金保険料は月額1万6,340円です。将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。しかし、経済的な理由で納付が困難な場合は、

申請をすることにより保険料の全額免除や一部免除などを受けることができます。

申請は保険料の納付期限から2年以内であれば行うことができます。ただし、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。

免除申請を受けた場合は、本来払うべき保険料の一部を国が負担することになるため、受け取る年金額の計算に算入されません。

保険料の免除や猶予を受けず、未納のまま放置すると、将来の年金やいざというときの障害年金、遺族年金などが受けられない場合があります。また、一部納付制度を利用して納めるべき一部保険料に未納があればその期間は無効となり、受給資格期間と年金額に算入されませんので注意してください。

そのほかの免除制度

- 納付猶予制度…50歳未満の人が対象(本人・配偶者の所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 学生納付特例制度…学生が対象(所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 法定免除…障害年金や生活保護を受けている人が対象(年金額を計算する際には、国の負担に相当する額が算入されません)

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)または保険年金課(☎20-1547)へ。

保険年金課

